

物価高対応子育て応援手当のご案内

国の新たな総合経済対策の一環として、児童1人あたり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給します。支給対象者には1月中に案内通知を送付します。

支給額 児童1人あたり2万円

支給対象 児童手当支給対象児童(平成19年4月2日～令和8年3月31日生まれ)を養育する父母等

①令和7年9月分(令和7年9月出生の児童は、令和7年10月分)の児童手当を本町から受給した方

②令和7年10月1日以降に出生した児童分の児童手当の申請を本町で行った方

③令和7年9月30日時点で児童手当を受給しており、本町に住民登録がある公務員

④令和7年10月1日以降に出生した児童分の児童手当の申請を行った時点で本町に住民登録がある公務員

⑤令和7年10月1日以降に、離婚等により本町の児童手当の受給者となった方

申請について ・南越前町から児童手当を受けている方は、**原則申請は不要です。**

・児童手当を勤務先で受けている公務員は、申請が必要です。対象となる可能性がある方には、1月中に案内通知を送付しますので内容確認の上、申請してください。(勤務先の証明が必要です。)

申請期限：令和8年3月31日(火)

(住所変更などやむを得ない理由により申請期限を過ぎる場合は、町民税務課までお問い合わせください)

支給時期 ・申請が不要な方：令和8年2月中を予定

・申請が必要な方：申請月の翌月末日までに支給

問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015

旧京藤家住宅重要文化財指定記念式典 開催

11月22日(土)、旧京藤家住宅が国的重要文化財(建造物)に指定されたことを記念した式典が昭和会館で開催されました。式典では、文化庁文化財第二課文化財調査官 村上玲奈 氏から仲倉町長に指定書が手渡されました。式典に引き続き、立命館大学教授 大場修 氏による記念講演会が行われ、旧京藤家住宅の特徴や重要文化財としての価値について講演がありました。また、旧京藤家住宅での現地説明会も開催され、参加した方々は歴史と趣ある建物に見入っていました。

(特徴) 旧京藤家住宅は、江戸時代に宿場町として栄えた今庄宿の中核となる建物の一つで、県内最古級の町家として評価されました。町内での重要文化財(建造物)は、平成27年の中村家住宅(河野)に続き、2件目の指定となりました。

(公開日) 毎週金曜・土曜・日曜・祝日 午前10時から午後4時まで
(※年末から3月上旬までの冬期間は非公開)

右記を読み取り室内の様子を確認することができます。

問合せ 教育委員会事務局 ☎ 0778-47-8005



旧京藤家住宅
360度VRパノラマ